

## 議場投影資料について

2月定例会に臨むにあたり、次の事項について御留意いただきたい。

一般質問などにおいて、議場内の大型スクリーン等に投影する資料については、文字の大きさや文字どうしの間隔に配慮するなど見えやすい資料とすること。

- ・文字の大きさは 24 ポイント以上を目安とし、説明に必要な部分を拡大するなど見えやすい資料としていただきたい。
- ・文字や画像が不鮮明なものは避けていただきたい。

### 【参考 1】傍聴者アンケート結果

「表示された資料が見にくかった」という意見がこれまで 26 件寄せられている。  
(令和 6 年 11 月定例会～令和 7 年 12 月定例会)

### 【参考 2】令和 7 年 9 月 4 日 議会運営委員会資料（抜粋）

#### 3 議場配布資料・投影資料について

一般質問など、議場での配布資料・投影資料の許可を議長に申し出る際には、真に必要なもののみとし、その内容も厳選したものとすること。

- ・議場では言論が原則であり、配布資料等はあくまで言論を補い、より分かりやすくするために使用するもの。（説明を省略するためのものではない）
- ・資料を配布等する際には、その内容について丁寧に触れていただきたい。